

次期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)策定業務 仕様書**1 業務名**

次期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)策定業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3 事業目的

平成29年度に策定した「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」計画期間が令和8年度をもって終了する。引き続き、本市の基幹産業の1つである伝統産業の活性化を推進していく必要があることから、令和9年度以降の伝統産業活性化の基本指針となる「次期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)」を策定する予定である。本事業は、「次期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)」策定に向けての補助業務を委託するものである。

4 業務内容**(1) 京都市伝統産業活性化推進審議会及び同計画策定部会の運営補助**

「次期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)」の策定に当たり、本市の伝統産業の課題や活性化施策について学識経験者や伝統産業関連団体、市民等から構成される京都市伝統産業活性化推進審議会及び同計画策定部会(以下「審議会等」という。)で審議予定である。年6回程度の開催を予定している審議会等の議事録の作成や資料の作成、意見の分析、課題の整理等、審議会等の運営補助を行うこと。なお、審議会等の開催にかかる委員報酬や会場使用料等は本市が負担する。

(2) 各種団体等への調査

伝統産業組合・事業者、小売事業者等に対する各種アンケート・ヒアリング調査等を以下のとおり実施し、取りまとめを行うこと。

ア 本市が実施する伝統産業組合、伝統産業事業者、職人等に対する調査の補助

- ・本市が実施する出荷額や従業員数等の現況調査の補助
※調査対象組合等 約80件(前回調査時回答率約7割)
- ・本市が実施する伝統産業事業者へのヒアリング調査の補助
※調査対象 約100件を予定

イ 他都市や伝統産業組合、事業者等の伝統産業に係る先進取組事例の調査

- ・海外販路拡大や新たな需要開拓、テクノロジーとの融合、他業種への転用、道具・部品の確保、後継者の確保、技術継承などに係る先進的な取組事例とその効果についての調査

ウ 伝統産業製品の新たな販路にかかる調査

- ・住宅建材市場やアート市場など、本市伝統産業事業者が新規参入できる可能性のある市場の調査及び参入にあたっての課題の調査 等

エ 本市の伝統産業及び社会情勢に係る情報収集

- ・「次期京都市伝統産業活性化推進計画(仮称)」を策定するための前提となる、原材料価格や人件費の高騰など伝統産業に関わる社会情勢や、インバウンド市場や

海外市場など近年の国内外の経済の動向等に係る情報収集
オ 上記各種調査の結果の分析及び課題の整理

(3) パブリックコメント等に係る補助

以下のとおり、「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」の中間案策定後に実施予定のパブリックコメントに係る補助を行うこと。

- ア 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」パブリックコメント（案）の作成
- イ 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」パブリックコメント冊子の印刷
- ウ 意見の分析、課題の整理 等

(4) 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」の策定に係る補助

上記(1)～(3)の業務等を踏まえ、以下の「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」の策定に係る補助を行うこと。

- ア 新たな施策・事業の本市への導入アイデアの提出
- イ 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」（案）の作成
- ウ 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」冊子及び同概要版冊子の印刷

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、何らかの事由により責任者が従事できない場合に備え、責任者を代理する担当者を置くこと。

6 業務報告及び成果物

(1) 定例報告

調査実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。特に、上記4(2)各種団体等への調査の進捗及び結果については、調査の実施前、調査データ収集後及び調査結果分析後に本市に状況を報告すること。

(2) その他京都市への報告

本事業の委託契約締結後、本市から求めがあった場合は、その時点での事業の進捗状況や実績、経費の執行状況について報告すること。

(3) 成果物

以下の冊子及びデータ一式（編集可能なもの。）を提出すること。

- ア 上記4(2)で実施した調査をまとめた報告書
- イ 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」冊子 1, 500冊
- ウ 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」概要版冊子 5, 000冊
- エ 「次期京都市伝統産業活性化推進計画（仮称）」パブリックコメント冊子 2, 000冊

7 留意点

(1) 協議事項

本仕様書に記載のない事項又は本業務の遂行に当たり、仕様書に疑義が生じた場合に

は、受託者は、本市と協議を行い、双方が誠実に対応すること。協議が整わないときは、本市の指示するところによる。

また、本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進ちよく状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 個人情報等の保護

委託業務の運営を通じて取得した個人情報については、本市個人情報保護条例等に基づき、別紙1-1（個人情報取扱事務の委託契約に係る仕様書）のとおりとする。委託期間終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理する。

(4) 著作権

成果物の作成過程で発生した当該業務に固有のアイデア、デザイン等の著作権は全て本市に帰属するものとする。

(5) 本事業に係る監査への協力

受託者は、本事業に係る会計検査や業務監査が行われる場合は、契約期間の終了後であっても協力すること。

以 上